

市道路線の一部廃止について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 7 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

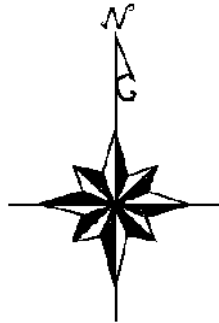
幹 3 2 号線整備に伴い路線を一部廃止する必要が生じたので、道路法第 10 条第 3 項で準用する同法第 8 条第 2 項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の一部廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定にもとづき、次のとおり市道路線の一部を廃止する。

路 線 名	一 部 廃 止 す る 部 分	備 考
	起 点 終 点	
青 1 2 1 9 号線	青梅市西分町 3 丁目 1 5 7 番 3 青梅市東青梅 1 丁目 1 5 9 番 1	別 記 図 面 表示のとおり

市道路線一部廃止略図



青 梅 市 西 分 町 3 丁 目 地 内

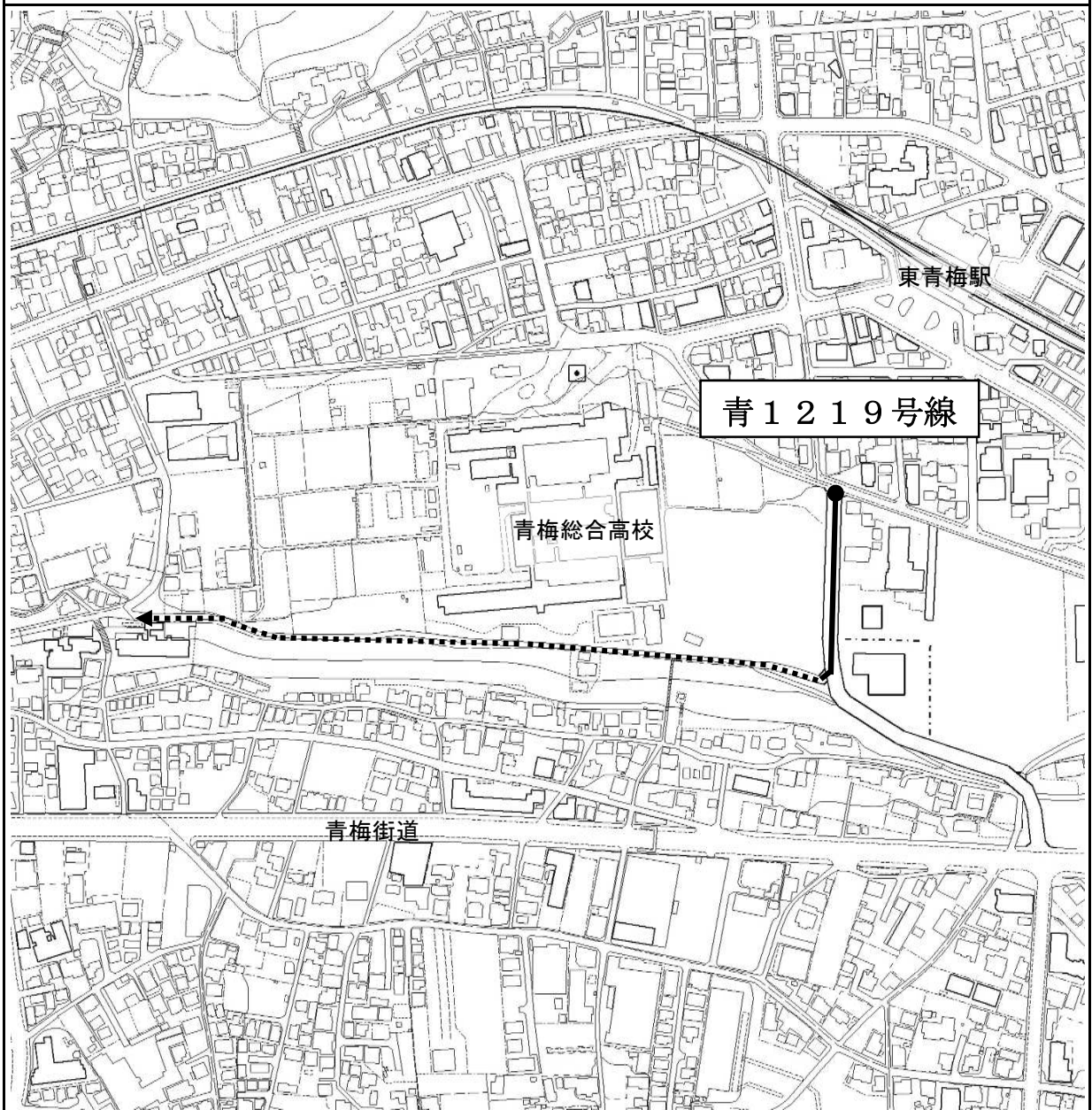


一 部 廃 止 す る 部 分



一 部 廃 止 後 の 路 線

延 長（廃 止 部 分） 1 4 3 . 4 0 メ ー ト ル



議案第 2 8 号から議案第 3 3 号までの付属資料

市 道 路 線 の 廃 止 ・ 認 定 資 料

(一部廃止)

議案 番号	路 線 名	一 部 廃 止 す る 部 分				
		延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 ㎡	道 路 部 面 積 ㎡
2 8	青 1 2 1 9 号 線	1 4 3 . 4 0	2 . 7 2 ～ 5 . 1 6	2 . 7 2 ～ 5 . 1 6	6 7 2 . 4 0	6 7 2 . 4 0
2 9	沢 6 5 3 号 線	2 7 . 3 4	3 . 5 5 ～ 5 . 5 0	3 . 5 5 ～ 6 . 5 7	1 0 1 . 3 5	1 0 1 . 3 5

(認 定)

議案 番号	路 線 名	延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 ㎡	道 路 部 面 積 ㎡
3 0	青 3 2 8 1 号 線	2 6 . 7 4	4 . 5 0 ～ 1 0 . 0 0	4 . 5 0 ～ 1 0 . 0 0	1 5 3 . 9 4	1 5 3 . 9 4
3 1	青 3 2 8 2 号 線	5 1 . 7 5	5 . 0 0 ～ 1 0 . 5 0	5 . 0 0 ～ 1 0 . 5 0	2 9 6 . 5 6	2 9 6 . 5 6
3 2	青 3 2 8 3 号 線	3 3 . 7 8	5 . 0 0 ～ 9 . 2 8	5 . 0 0 ～ 9 . 2 8	1 7 3 . 6 5	1 7 3 . 6 5
3 3	青 3 2 8 4 号 線	2 2 . 5 2	5 . 0 0 ～ 7 . 8 3	5 . 0 0 ～ 7 . 8 3	1 1 6 . 7 5	1 1 6 . 7 5